

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経営

スウォッチグループなど有数ブランドが離脱 見本市への出展は現在のビジネスに合わない?

オメガやブレゲなどを擁する世界最大手の腕時計ブランド、スウォッチグループのCEOがスイス紙のインタビューに応じ、2019年から「バーゼルワールド」への出展を取りやめると話した。「バーゼルワールド」は、世界最大級の時計・宝飾品見本市。各国の時計メーカーが新作を発表する場として認知されている。出展中止の理由について、同グループCEOは「現在の形態の時計見本市には、あまり意味を見いだせなくなった」と説明している。

バーゼルワールドは、数ある見本市の中でも出展費用が高額。小さなブースでも100万円程度、メイン会場で大きめのスペースを確保すれば億単位の費用がかかる。スウォッチグループは50億円以上を負担しているとされ、費用対効果が低いと判断したのだろう。離脱企業は年々増えており、出展企業数も1年で半減と急激な落ち込みを見せていた。

また、他の見本市がパワーを付けてきている状況も見逃せない。ドバイウォッチウィークやSIHHなどはバーゼルワールドに比べて出展費用もリーズナブル。そちらへの出展にシフトしている企業も増えている。つまり、見本市自体ではなく、殿様商売を続けてきたバーゼルワールドだけが見切りをつけられた、というのが実相のようだ。

デジタル時代全盛を迎えても、1つの場所で多くのブランドの担当者と直に交渉できる見本市の良さは未だ重宝されているとあっていいのではないか。

税務会計

消費税の課税期間短縮の特例 課税期間に応じた還付も可能に

消費税の申告・納付は、前課税期間の消費税の年税額(地方消費税を含まない)が48万円を超えると中間申告が必要になる。年税額が48万円超400万円以下は年1回、400万円超4,800万円以下は年3回、4,800万円超は年11回の中間申告・納付だ。中間申告は、消費税が預かり金的な性格があることから、いわゆる運用益問題の解消に資すると思われるが、申告が増えれば納税者の事務負担も増える。

それ以上に大変なのは納税資金の手当てである。納付税額は、例えば、年11回の中間申告であれば「前年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその63分の17の地方消費税額」を中間納付する。そこで、前課税期間の納付実績どおりに預かる消費税があれば問題はないが、実際のところ、業績が思わしくないなどで、当期の消費税が大幅に減少していることも珍しくはないだろう。

その場合、その差額の納付税額を手当てしなければいけないことになる。

そこで、活用できるのが「課税期間短縮の特例」だ。消費税の課税期間は、個人事業者については1月1日から12月31日までの1年間であり、法人については事業年度とされているが、課税期間の特例を選択することにより、課税期間を3ヵ月又は1ヵ月ごとの期間に短縮することができるのだ。

この課税期間の短縮の特例を利用すれば、年1回とされていた還付制度を、課税期間(確定申告回数)に応じて年に数回受けることも可能になる。

今週のキーワード

見本市

新しい製品やサービスなどを展示したり、デモンストレーションしたりする展示会。原則として出展企業や主催者の招待があった場合や、チケットを持っていないと入場できない。大規模見本市の例としては、毎年約30万人を集める世界最大の書籍見本市、フランクフルト・ブックフェアや約80万人を集める東京モーターショーなどがある。